

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年3月16日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、総務企画部管理総室人事室が平成16年2月25日付けでセクシュアル・ハラスメント防止要綱に基づいてした戒告処分（以下「本件戒告処分」という。）に至った事実関係及び法的判断を記録した全ての文書（単なる起案文書だけに限らず、人事室が被害者からの相談を受けた際に記録した文書等を含む。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として本件戒告処分に関する起案文書及び聴取書（以下「本件対象文書」という。）を特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年3月30日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年5月23日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件対象文書のうち、処分内容の検討欄に記述された内容において条例第10条の不開示情報に該当しない記述、検討資料において条例第10条第6号を理由に不開示とした部分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成15年12月11日から同月25日までの間に、数回にわたり、「職場内において」女性職員の身体に触れるなどの行為を行ったことを処分の理由としている。

詳細な事実関係は明らかにされていないが、職場内において、わずか10日間の勤務日の中で数回にわたりセクシュアル・ハラスメント行為が行われたとしてい

ることから、セクシュアル・ハラスメント行為が発生しやすい職場環境が、以前から恒常的に存在していることが十分考えられる。

また、このような職場環境が改善されない要因の一つは、単に自己責任のみならず、職場の管理・監督者が真摯な取組を実施していないことにあると考えられる。このような現実を踏まえれば、監督者責任を主眼とした職場実態に係る情報公開を進める必要がある。

以上のことから、処分内容の検討欄に記述された内容のうち、監督者責任を主眼とした職場実態に係る記述のうち、条例第10条の不開示情報に該当しない記述については、速やかに部分開示するよう要求する。

また、理由説明書において、「条例第10条第2号ただし書は、公務員の職務の遂行に係る情報は、個人情報から除くと定めるが、本件戒告処分を受けるに至ったことは、職務の遂行に係る情報に当たらない。」としている。一方、同じ理由説明書において、「条例第10条第6号の行政執行情報に該当する部分を不開示とした。」とも明記している。

実施機関は、「職務の遂行に係る情報に当たらない。」とする一方で、条例第10条第6号については、その該当する条項等を明示しない手法で、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、（後略）」との記述を受けて「行政執行情報に当たる」という相反する理由を説明しているものである。

なお、理由説明書において、「職員に対する懲戒処分の検討は、人事管理に係る事務の中でも極めて慎重に対処すべき性質のものであり、事実認定や処分内容の検討の過程が公にされれば、関係者が事実をありのままに述べることに消極的になる、あるいは、今後、非違行為を行った職員が、処分を免れる（あるいは軽減する）ために過去の類例を参照することが可能になるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるためである。」と明示されている。しかし、これは、人事担当職員が、自らの裁量権の濫用行為が指摘されないよう、過去の懲戒処分に係る事実関係を意図的に隠匿するために本件処分を行ったものであり、かつ、今後の処分において参照されることを誇張する手法をもって職場実態を隠匿しようとしたものであることから、個人情報を除いて、監督者責任を主眼とした職場実態に関する記述等については、速やかに開示（部分開示）するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分を行った理由

(1) 本件対象文書は次のとおりである。

ア 職員の懲戒処分等について（伺い）

イ 第1案 人事異動通知書

ウ 第2案 処分説明書

エ 第3案 職員に対する懲戒処分について（通知）

オ 第4案 職員の処分について

カ 検討資料

(2) このうち、(1) オについては、条例第10条の各号に該当する情報が認められなかったので、全文を開示している。

(1) アからエまでについては、同条第2号の個人情報に該当する部分について不開示とした。

これは、公務員といえども、個人として保護されるべきプライバシーが存在し、懲戒処分等の職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は、「本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるもの」（平成10年11月12日東京地裁判決）に該当し、個人情報として保護されるべきものであるためである。

なお、条例第10条第2号ただし書は、公務員の職務の遂行に係る情報は、個人情報から除くと定めるが、本件戒告処分を受けるに至ったことは、職務の遂行に係る情報に当たらない。

(3) また、(1) カについては、条例第10条第2号の個人情報に関する部分も含まれるが、これらの部分も含めて、同条第6号の行政執行情報に該当する部分を不開示とした。

これは、職員に対する懲戒処分の検討は、人事管理に係る事務の中でも極めて慎重に対処すべき性質のものであり、事実認定や処分内容の検討の過程が公にされれば、関係者が事実をありのままに述べることに消極的になる、あるいは、今後、非違行為を行った職員が、処分を免れる（あるいは軽減する）ために過去の類例を参照することが可能になるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるためである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成15年12月に起きたセクシュアル・ハラスメント事案（以下「本件事案」という。）の加害職員に対して本件戒告処分を実施するために実施機関の担当者が起案し、決裁された文書一式及び聴取書である。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、その構成は前記第4の1(1)のとおりであり、このうちカの「検討資料」については、被処分者に対する懲戒処分の量定等を判断するための「セクシュアル・ハラスメント行為を行なった職員への対応について」と題された資料（以下「本件検討資料」という。）に、聴取書として事情聴取記録及び被処分者の顛末書が添付されていることを確認した。

このうち、異議申立人が開示すべきと主張しているのは、本件検討資料の「5 処分内容の検討」に記載されている内容において不開示とされた情報及び前記第4の1(1)カの「検討資料」において条例第10条第6号により不開示とされた情報であると認められることから、これらの内容について同号の不開示情報該当性を検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

ア 本件検討資料の「5 処分内容の検討」について

当審査会において本件検討資料の「5 処分内容の検討」の記載内容を見分したところ、当該項目における結論を記載した部分を除いては、本件事案における懲戒処分案を検討するために実施機関が認定した事実、考慮した事情、具体的な検討内容等の情報であった。これらの情報は、事実認定や処分内容の検討の過程を示すものであり、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかしながら、当該項目における結論を記載した部分については、実施機関の処分案及びその理由が記載されており、結果として当該案のとおり処分が行われ、そのことが記者発表資料で公表されていることからすると、実施機関の処分案を開示しても、人事管理に係る事務に関して支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、本件検討資料の「5 処分内容の検討」の記載内容の当該項目における結論を記載した部分に記載されている実施機関の処分案を除いては、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるものの、実施機関の処分案については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

イ 事情聴取記録について

被処分者及び被害職員の事情聴取記録には、①実施概要（事情聴取を行った日時、場所、被聴取者及び聴取者の職氏名等）及び②具体的な質問内容とそれに対する回答内容の詳細が記載されており、実施機関によれば、いずれの事情聴取記録についても、質問内容とそれに対する回答内容の公表が前提となると、事案の関係者が率直かつ具体的な供述を差し控え、事情聴取に協力することに消極的になるおそれがあるということであった。

確かに、被処分者に対する事情聴取については、その内容が公にされると、実施機関がどのような手法で被処分者から供述を引き出していくのかとい

ったノウハウが明らかになるおそれがあると認められる。そうすると、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取で質問される内容を事前に想定し、自分に有利な回答を準備することが可能となることなどから、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、セクシュアル・ハラスメント事案であれば、事情聴取によって、被害職員から具体的・客観的な情報を把握することが必要不可欠であるところ、被害職員に対する事情聴取は、実施機関と被害職員との信頼関係に基づいて行われるものと考えられ、事情聴取で発言した内容が一部でも公にされれば、実施機関に対する被害職員の信頼が損なわれることとなる。そうすると、被害職員が事情聴取で率直な心情を伝えることや詳細な情報を提供することに消極的になるなどし、結果として被害の実態及び正確な事実関係の把握が困難となり、ひいては、処分関係事務の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、事情聴取を行った日時、場所等①実施概要の記載については、これらが公にされることをもって直ちに事実関係の把握に支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、事情聴取記録のうち、②質問内容とそれに対する回答内容の詳細が記された部分については、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるものの、①実施概要に記載の情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

ウ 被処分者の顛末書について

被処分者の顛末書には、本件事案の概要や経緯、事後の対応状況及び被処分者本人の反省や今後に向けての思い等が記載されていた。

顛末書の内容について公にされることが前提となると、実施機関が前記第4の1(2)で説明するように、被処分者がそのことを意識して、事実をありのまま述べることに消極的になるおそれはあるものの、そもそも顛末書の作成は、被処分者本人に弁明の機会を与える意味を持つものでもあるから、自己に都合の悪い事実を必ずしも率直に述べるとは限らず、また、事実関係の認定に当たっては、事案の関係者からの事情聴取等に基づいて総合的に判断されるものであることからすると、被処分者の顛末書が公にされることをもって直ちに被処分者が率直かつ具体的な記述を差し控え、ひいては的確かつ詳細な状況の把握が困難となり、実施機関による公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

したがって、被処分者の顛末書に記載された情報は、いずれも条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(2) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

実施機関は、異議申立人が開示を求める部分について、いずれも条例第10条第2号及び第6号に該当するとして本件処分を行っており、前記（1）において条例第10条第6号の不開示情報に該当すると判断した情報（以下「第6号情報」という。）については、同条第2号の該当性を検討するまでもなく不開示が妥当であるため、第6号情報を除いた部分について同条第2号の該当性について、検討する。

以上を踏まえて、当審査会において、本件対象文書のうち、事情聴取記録及び被処分者の顛末書を含めて本件検討資料を見分したところ、第6号情報を除き、含まれる情報はおおむね次のとおり分類することができる。

- ア 日時及び場所を示す情報
- イ 表題及び項目名
- ウ 所属名（特定の所属が識別される情報を含む。以下同じ。）
- エ 職名及び氏名（印影を含む。以下同じ。）
- オ 年齢、生年月日、略歴、家族状況
- カ 非違行為を示す情報
- キ 事実行為等を示す情報
- ク 謝罪、反省、決意等を示す情報
- ア 日時及び場所を示す情報について

非違行為が行われた事実や非違行為の発端となった事実に係る日時及び場所を示す情報については、本件懲戒処分的事案が発生した所属が特定され、ひいては被処分者、被害職員等特定の個人が識別される可能性が否定できず、また、セクシュアル・ハラスメント行為に係る事案においては、非違行為に関わる情報は特定の個人を識別できなくともなお被害職員等の権利利益を害するおそれがあることから、条例第10条第2号の不開示情報に該当すると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

しかしながら、非違行為が行われた事実に係る日時及び場所を示す情報であっても、実施機関が既に記者発表資料で公表している情報は、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきである。また、実施機関が行った事情聴取の日時、場所等、非違行為に直接関係しない日時及び場所を示す情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものとは認められないため、開示すべきである。

イ 表題及び項目名について

表題及び項目名については、被処分者、被害者等特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報とは認め難く、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

なお、文書の表題及び項目名に、後述するウからクまでの各項において不開示妥当と判断した情報が含まれている場合には、それらの情報は不開示とするものである。

ウ 所属名について

所属名は、個人に関する情報であり、このうち、被処分者及び被害者の所属名を公にした場合、被処分者、被害者等特定の個人が識別される可能性が否定できないことから、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかしながら、人事担当部署並びに被処分者及び被害者の所属を統括する本庁の部の幹事室の名称については、これを開示しても特定の個人が識別されるとは考えられず、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

エ 職名及び氏名について

(ア) 職名について

職名は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものであるが、当該情報は公務員の職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）に該当するものと認められるため、同号ただし書ハにより開示すべきである。

しかしながら、当該情報のうち被処分者及び被害者の職名は、実施機関の中でも該当する者がごく少数であること、記者発表資料において所属名の一部が公表されていることなどから、公にした場合、被処分者及び被害者の所属が特定されるなどし、ひいては被処分者、被害者等特定の個人が識別され得るものと認められるため、実施機関がこれらを不開示としたこ

とは妥当である。

(イ) 氏名について

氏名は、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものであるが、実施機関の職員の氏名は、「広島県職員録」（以下「職員録」という。）により公表されていることから、原則として、同号ただし書イにより開示すべきである。

もつとも、懲戒処分を受けた職員、あるいはセクシュアル・ハラスメント行為を受けた職員として、被処分者及び被害職員の氏名が公表されているものではなく、また、実施機関の職員以外の者の氏名は、特定の個人が識別される情報である。

したがって、被処分者、被害職員及び実施機関の職員以外の者の氏名については、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるものの、それ以外の実施機関の職員の氏名は、同号ただし書イにより開示すべきである。

オ 年齢、生年月日、略歴、家族状況について

年齢、生年月日、略歴及び家族状況は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

しかしながら、このうちの被処分者の年齢は、記者発表資料で公表されていることから、同号ただし書イに該当し開示すべきである。

カ 非違行為を示す情報について

非違行為を示す情報のうち、記者発表資料で公表されている情報は、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきであるが、公表されていない情報については、本件懲戒処分の事案がセクシュアル・ハラスメント行為に係る事案で、その非違行為を示す情報は、被処分者から直接被害を受けた被害職員本人はもちろん、周りの職員や当事者と関わりのある者も少なからず精神的ショックを被っており、通常公にされることを望まない情報であると考えられる。

したがって、公表されている情報以外の非違行為を示す情報を公にすることは、個人の権利利益を害するおそれがあるといわざるを得ず、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

キ 事実行為等を示す情報について

事実行為等を示す情報については、当該事実行為等が公務員の職務として行われたものであれば、純然たる私事にわたる情報に該当するものではないため、条例の規定により不開示とすることとされている場合等を除き、職務遂行情報として開示すべきである。

一方、公務員であっても私人として行った事実行為等を示す情報については、基本的に個人に関する情報に該当するものであり、このうち、特定の個人が識別されたり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認め

られるため、実施機関が不開示としたことは妥当である。

ただし、特定の個人が識別されたり、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない情報については、開示すべきである。

ク 謝罪，反省，決意等を示す情報について

被処分者の謝罪，反省，決意等（以下「謝罪等」という。）を示す情報については、被処分者の心情が吐露されたもので、個人の人格に密接にかかわる情報であるから、職務遂行情報には当たらないものと認められる。

したがって、謝罪等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

文書区分	指示番号・項目名	不開示が妥当であると判断する部分
全文書共通		<ul style="list-style-type: none"> ・被処分者及び被害者の所属名 ・被処分者の氏名（印影を含む。）、職名、略歴、生年月日及び家族状況 ・被害者の氏名（印影を含む。）、職名、年齢、略歴、生年月日及び家族状況 ・本件懲戒処分の事案に関係した職員の氏名 ・記者発表資料で公表されている情報以外の非違行為の日時及び場所を示す情報
本件検討資料	4 事案の概要	(2) 記載内容の全て
		(3) 記載内容のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目25文字目から2行目17文字目まで ・ 2行目23文字目から31文字目まで及び44文字目から3行目行末まで
		(4) 記載内容（3行目37文字目から4行目行末までを除く。）
	5 処分内容の検討	記載内容（ただし、最下行3文字目から行末までを除く。）
事情聴取記録 (16.1.9)	聴取内容	・ 質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て
事情聴取記録 (15.12.24)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目2文字目, 3文字目 ・ 5行目2文字目から20文字目まで ・ 9行目6文字目, 7文字目
	3	・ 質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て
顛末書	—	表題, 文書末尾の日付及び被処分者の氏名（印影を含む。）を除く本文中 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目及び2行目 ・ 3行目24文字目から30文字目まで ・ 5行目から最後まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 4. 16	・ 諮問を受けた。
17. 4. 27	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 6. 29	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 7. 6	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
17. 9. 20	・ 審査請求人から意見書を収受した。
17. 9. 26	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 6. 26 (平成29年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 21 (平成29年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 8. 22 (平成29年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 9. 26 (平成29年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 31 (平成29年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授